

8月28日

議会運営検討協議会

1 検討課題の協議

(1) 市長の決算審査特別委員会への出席

【協議結果】

決算審査に関する見直し案について協議を行い、決算議会会期日程（案）について確認を行った。この結果、決算審査に関する見直し案について4会派の意見が一致し、また、慎重な意見があることを確認されたため、次回の協議会において報告書案の確認を行うこととした。

【主な意見】

○尾作座長 前回に引き続き、協議を進めていきたい。本件については前回の協議会において、「決算審査に関する見直し案」についての執行部からのヒアリング結果を踏まえ、総括質疑の答弁調整期間を確保することとした正副座長案を配布させていただいた。本件について、引き続き、皆様から御意見を伺いたい。

○林委員 正副座長案で結構である。

○岩隈委員 団会議の中で協議を行った結果、正副座長案で結構である。

○沼沢委員 私どもも正副座長案で結構である。

○佐野委員 私どもは、いずれにしても決算審査の見直しに反対の立場であるため、現行のままでお願いしたい。

○小田委員 正副座長案で結構である。

○尾作座長 総括質疑の答弁調整期間については、資料の正副座長案のとおりということで意見が一致した。

以上で、決算審査に関する見直し（案）について、全ての事項の確認が終了した。意見の一致には至らないが、4会派の意見を取りまとめさせていただき、また、慎重な御意見があったため、両論併記で報告書を取りまとめたいと思うがよろしいか。

（ 異議なし ）

○尾作座長 それでは、4会派での意見を取りまとめ、また、慎重な意見があったことを報告書案として作成し、次回の協議会において確認していただきたいと思う。

2 会期の見直し

【協議結果】

本市における地方自治法第179条に基づく専決処分の状況を調査し、次回引き続き協議することとなった。

【主な意見】

○尾作座長 前回に引き続き、協議を進めていきたい。会期の見直しは非常に広範囲にわたる検討課題であるため、各委員の基本的な考え方を示していただき、現状の課題、改善点を踏まえ、見直しの必要性も含めて、まず協議の方向性を確認した上で、詳細な点を今後協議していただきたい。

できれば、今日の検討協議会では、その方向性を確認できればと思っている。各会派から、改めてお考えをお聞かせ願いたいと思う。

○林委員 前回、他都市の状況を確認したが、団としての方向性を見出すことはできていない。また、先ほどの「市長の決算審査特別委員会への出席」の協議で、決算審査に関する見直しを行い、分科会方式という新しい形式を導入することもあり、会期の見直しについては、今後の検討課題であると考えている。

○岩隈委員 団の中では、閉会中の常任委員会が定期的に行われていることもあり、通年会期を行うという意見での流れは変わらない。ただ、会期の在り方についての議論はいろいろあると思う。また、防災等の関係では通年会期が望ましいという意見が大筋である。

○沼沢委員 当初の意見どおり、議長の招集権と専決処分を限りなく減らしていくということ、常に議会は開かれているということ、我々の身分の問題についての観点からも通年会期、3会期がよろしいかと思う。また、東京都も通年会期の方向であるので、流れとしてはそのような方向であると考えている。

○佐野委員 団会議で確認したところ、地方自治法第102条の2による通年会期については、新たな規定である第121条第2項の長の出席の配慮義務があることなどから問題があるが、東京都でも検討している従前の規定による会期の見直しを行うことは、検討の余地はある。具体的に、通年議会とするか、3会期とするかは今後の協議となると思う。

○小田委員 市長の専決処分の課題という観点から、会期の見直しを行う方向性はよいと

思う。会派としては、自治法第102条の2の規定による通年会期は厳しい気もするが、従前の規定による通年会期、会期の見直しなどのあり方を探っていくのは良いという話になっている。

○尾作座長 各委員の意見では乖離があるようである。できれば会派に持ち帰り、更なる協議をお願いして、意見集約を図っていききたい。

○沼沢委員 地方自治法第102条と第102条の2関係で対比表などの資料を作成した方がよいのではないか。

○尾作座長 その資料については、以前お配りしてあるので、そちらを御参照いただきたい。

○佐野委員 専決処分をなくすという議論の参考とするため、国の法令改正、年度末など、これまで本市で専決処分を行った事例の資料を作成していただきたい。このような資料があれば、過去の実績から臨時会で対応できるのか、それとも会期の見直しを必要があるのか、おおよその目安になると思う。

○沼沢委員 昨年、本来議会で諮るべき専決処分の事例があり、また、東日本大震災に係る臨時会を市長が5月に招集したが、本来は4月に臨時会を開くことも出来たのかどうか。危機管理の面でもいつでも開くことのできる体制をとっておくべきと考える。市長からの申し出ではなく、議会があるべき行動をとるためには、招集権も必要だし、通年にしておく必要もあるのではないか。

○佐野委員 従前の規定での会期の見直しであれば、東京都議会のように賛成でき、もし一致できるのであればその方向で良いと思う。

○織田議会運営委員会副委員長 以前、私が委員のときに第102条の2を採用することが望ましいと申し上げたが、団での協議では、会期の見直しに当たっては、従前の規定によるほうが、議会として柔軟に対応できるという議論になっていることを申し添えたい。

○尾作座長 会期の見直しについて、御意見をいただいたが、本件については、各会派からの意見を踏まえ、次回、引き続き御協議いただくということによろしいか。

( 異議なし )

○尾作座長 それでは、引き続き御協議いただきたいと思う。

#### 【今後の検討項目】

- 新たに「水曜日、金曜日開催の曜日及び日数等の検討」について議論することを決定した。

---

#### 【次回会議日程】

- 平成25年9月19日(木) 午後1時に開催することとし、「市長の決算審査特別委員会への出席」報告書(案)の確認を行うことに決定した。

午後1時29分閉会